

「たばこ税法取扱通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(葉巻たばこの本数への換算方法)</u></p> <p><u>第19条 葉巻たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は、次によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 葉巻たばこの重量計算</u></p> <p><u>イ 葉巻たばこの重量（包装又は容器の重量を除き、吸口部分として装着されたマウスピース等の重量を含む。）は、原則として1本ごとに計量する。ただし、製造たばこ製造者又は特定販売業者において、標準的な重量としているものがある場合で、当該重量が適正であると認められるときは、当該重量を当該葉巻たばこの計量した重量として取り扱って差し支えない。</u></p> <p><u>この場合において、計量した重量にグラム位未満の端数があるときは、グラム位未満2位以下を切り捨て、グラム位未満1位にとどめる。</u></p> <p><u>ロ イにより計量した1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ（令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる葉巻たばこについては、1本当たりの重量が0.7グラム未満のもの）を「軽量な葉巻たばこ」とする。</u></p> <p><u>(2) 軽量な葉巻たばこの本数換算</u></p> <p><u>イ 製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた軽量な葉巻たばこの品目ごとの本数を計算する。</u></p> <p><u>この場合、数本の軽量な葉巻たばこが個装等に收容されている場合には、品目ごとの個装等の收容本数に、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの本数を計算</u></p>	<p><u>第19条 削除</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>するものとする。</u></p> <p><u>ロ イにより計算した品目ごとの本数を合計し、その1本を紙巻たばこの1本（令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについては、紙巻たばこの0.7本）に換算して計算する。</u></p> <p><u>この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>(3) 軽量な葉巻たばこ以外の葉巻たばこの本数換算</u></p> <p><u>イ 第1号により計量した品目ごとの1本当たりの重量に、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた本数を乗じて、品目ごとの総重量を計算する。</u></p> <p><u>(注) 数本の葉巻たばこが収容された個装等ごとの重量を、収容された1本ごとの重量（第1号のイによりグラム位未満1位にとどめた重量）に収容本数を乗じて得た重量とし、個装等ごとの重量に、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた個装等の数量を乗じて、品目ごとの総重量を計算することとして差し支えない。</u></p> <p><u>ロ イにより計算した品目ごとの総重量を合計し、これを法第10条第2項《課税標準》に規定する換算割合で換算して計算する。</u></p> <p><u>この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>(4) 第2号により計算した軽量な葉巻たばこの本数と第3号により計算したそれ以外の葉巻たばこの本数を合計する。</u></p> <p><u>2 前項第2号及び第3号の計算は、原則として、製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた都度行うものとするが、製造場から移出されたものについては、1月分をまとめて行っても差し支えない。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(パイプたばこ等の本数への換算方法)</p> <p>第20条 パイプたばこ等紙巻たばこ、<u>葉巻たばこ</u>及び加熱式たばこ以外の製造たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は、次によるものとする。</p> <p>(1) 次の方法で製造たばこの個装等ごとの重量を計量する。</p> <p>イ 製造たばこの重量(包装又は容器の重量を除く。)は、原則として、個装等ごとに計量するものとする。ただし、当該個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該製造たばこの計量した重量として取り扱って差し支えない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ロ <u>イにより計量した重量にグラム位未満の端数があるときは、グラム位未満2位以下を切り捨て、グラム位未満1位にとどめる。</u></p> <p>(2)、(3) (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(パイプたばこ等の本数への換算方法)</p> <p>第20条 パイプたばこ等紙巻たばこ及び加熱式たばこ以外の製造たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は、次によるものとする。</p> <p>(1) 次の方法で製造たばこの個装等ごとの重量を計量する。</p> <p>イ <u>葉巻たばこ以外の製造たばこの重量(包装又は容器の重量を除く。)</u>は、原則として、個装等ごとに計量するものとする。ただし、当該個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該製造たばこの計量した重量として取り扱って差し支えない。</p> <p>ロ <u>葉巻たばこの重量(包装又は容器の重量を除き、吸口部分として装着されたマウスピース等の重量を含む。)</u>は、原則として1本ごとに計量する。ただし、製造たばこ製造者又は特定販売業者において、標準的な重量としているものがある場合で、当該重量が適正であると認められるときは、当該重量を当該製造たばこの計量した重量として取り扱って差し支えない。</p> <p>ハ <u>イ及びロの場合において、計量した重量にグラム位未満の端数があるときは、グラム位未満2位以下を切り捨て、グラム位未満1位にとどめる。</u></p> <p><u>(注) 数本の葉巻たばこが収容された個装等ごとの重量は、収容された1本ごとの重量(上記によりグラム位未満1位にとどめた重量)に収容本数を乗じて得た重量として差し支えない。</u></p> <p>(2)、(3) (同左)</p> <p>2 (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(加熱式たばこの本数への換算方法等)</p> <p>第20条の2 加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は、次によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間において製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこの課税標準は、所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第47条《加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準に関する経過措置》の規定により、旧重量換算本数(同条第1項第1号に規定する旧重量換算本数をいう。以下同じ。)、新重量換算本数(同項第2号に規定する新重量換算本数をいう。以下同じ。)及び小売定価等換算本数(同項第3号に規定する小売定価等換算本数をいう。以下同じ。)のそれぞれに、当該各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる一定の率を乗じて計算した本数の合計本数となることに留意する。</p> <p>この場合、当該一定の率を乗じて計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>なお、旧重量換算本数は、第20条《パイプたばこ等の本数への換算方法》により算出し、新重量換算本数及び小売定価等換算本数は、前項により算出することに留意する。</p> <p>(1) 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間</p> <p>旧重量換算本数 × 0.8</p> <p>新重量換算本数 × 0.2</p> <p>小売定価等換算本数 × 0.2</p> <p>(2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間</p> <p>旧重量換算本数 × 0.6</p>	<p>(加熱式たばこの本数への換算方法等)</p> <p>第20条の2 加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は、次によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間において製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこの課税標準は、所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第47条《加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準に関する経過措置》の規定により、旧重量換算本数(同条第1項第1号に規定する旧重量換算本数をいう。以下同じ。)、新重量換算本数(同項第2号に規定する新重量換算本数をいう。以下同じ。)及び小売定価等換算本数(同項第3号に規定する小売定価等換算本数をいう。以下同じ。)のそれぞれに、当該各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる一定の率を乗じて計算した本数の合計本数となることに留意する。</p> <p>この場合、当該一定の率を乗じて計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>なお、旧重量換算本数は、第20条《パイプたばこ等の本数への換算方法》により算出し、新重量換算本数及び小売定価等換算本数は、前項により算出することに留意する。</p> <p>(1) 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間</p> <p>旧重量換算本数 × 0.8</p> <p>新重量換算本数 × 0.2</p> <p>小売定価等換算本数 × 0.2</p> <p>(2) 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間</p> <p>旧重量換算本数 × 0.6</p>

改 正 後	改 正 前
新重量換算本数 × 0.4 小売定価等換算本数 × 0.4 (3) <u>令和2</u> 年10月1日から <u>令和3</u> 年9月30日までの間 旧重量換算本数 × 0.4 新重量換算本数 × 0.6 小売定価等換算本数 × 0.6 (4) <u>令和3</u> 年10月1日から <u>令和4</u> 年9月30日までの間 旧重量換算本数 × 0.2 新重量換算本数 × 0.8 小売定価等換算本数 × 0.8 (端数計算等) 第22条 たばこ税の課税標準たる数量、課税標準数量及び税額の端数計算等は、次の各号による。 (1) 法第17条第1項第1号、第2号若しくは第3号《移出に係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告》又は法第18条第1項第1号《引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等》に規定する課税標準たる数量又は課税標準数量は、製造たばこの区分ごとに算出するのであるが、この場合において、 <u>葉巻たばこ</u> 等紙巻きたばこ以外の製造たばこについては、これら各号の規定の適用ごとに <u>第19条《葉巻たばこの本数への換算方法》</u> 、第20条《パイプたばこ等の本数への換算方法》又は第20条の2《加熱式たばこの本数への換算方法等》の規定を適用して計算した本数となるのであるから留意する。 なお、これにより算出された課税標準たる数量又は課税標準数量については、本未満の端数は生じないことに留意する。	新重量換算本数 × 0.4 小売定価等換算本数 × 0.4 (3) <u>平成32</u> 年10月1日から <u>平成33</u> 年9月30日までの間 旧重量換算本数 × 0.4 新重量換算本数 × 0.6 小売定価等換算本数 × 0.6 (4) <u>平成33</u> 年10月1日から <u>平成34</u> 年9月30日までの間 旧重量換算本数 × 0.2 新重量換算本数 × 0.8 小売定価等換算本数 × 0.8 (端数計算等) 第22条 たばこ税の課税標準たる数量、課税標準数量及び税額の端数計算等は、次の各号による。 (1) 法第17条第1項第1号、第2号若しくは第3号《移出に係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告》又は法第18条第1項第1号《引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等》に規定する課税標準たる数量又は課税標準数量は、製造たばこの区分ごとに算出するのであるが、この場合において、 <u>パイプたばこ</u> 等紙巻きたばこ以外の製造たばこについては、これら各号の規定の適用ごとに第20条《パイプたばこ等の本数への換算方法》又は第20条の2《加熱式たばこの本数への換算方法等》の規定を適用して計算した本数となるのであるから留意する。 なお、これにより算出された課税標準たる数量又は課税標準数量については、本未満の端数は生じないことに留意する。

改 正 後	改 正 前
<p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(移入明細書等の提出期限の延長等)</p> <p>第29条 法第12条第3項第1号《未納稅移出》の規定による届出は、移入明細書等の提出予定日に変更があつた場合には再度行うことができるのであるから、当初から当該予定日をいたずらに長期化させることのないよう関係者を指導する。</p> <p>2～6 (省略)</p> <p>(災害等の範囲等)</p> <p>第30条 法第12条第4項《未納稅移出》、<u>法第13条第8項《未納稅引取り》及び令第7条第1項第2号《輸出免稅》</u>に規定する「災害その他やむを得ない事情により亡失した」の意義は、おおむね、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1)、(2) (省略)</p> <p>(3) 「亡失」とは、原則として製造たばこが物理的に存在しなくなることをいい、製造たばことしての原形をある程度とどめている場合であつても損傷、汚損等により喫煙用等に供することができず、原料に還元せざるを得ないようなものも含むものとする。</p> <p>(輸出に関する明細)</p> <p>第34条 <u>法第14条《輸出免稅》</u>に規定する輸出免稅の適用を受けようとする者は、<u>令第7条第1項《輸出免稅》</u>に規定する方法により当該製造たばこの輸出に関する明細を明らかにしなければならないのであるが、当該輸</p>	<p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(移入明細書等の提出期限の延長等)</p> <p>第29条 法第12条第3項第1号《未納稅移出》<u>(法第14条第3項《輸出免稅》において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)</u>の規定による届出は、移入明細書等の提出予定日に変更があつた場合には再度行うことができるのであるから、当初から当該予定日をいたずらに長期化させることのないよう関係者を指導する。</p> <p>2～6 (同左)</p> <p>(災害等の範囲等)</p> <p>第30条 法第12条第4項《未納稅移出》<u>(法第14条第3項《輸出免稅》において準用する場合を含む。)</u>及び法第13条第8項《未納稅引取り》に規定する「災害その他やむを得ない事情により亡失した」の意義は、おおむね、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1)、(2) (同左)</p> <p>(3) 「亡失」とは、原則として製造たばこが物理的に存在しなくなることをいい、製造たばことしての原形をある程度とどめている場合であつても損傷、汚損等により喫煙用等に供することができず、原料に還元せざるを得ないようなものも含むものとする。</p> <p>(輸出証明書)</p> <p>第34条 <u>令第7条《輸出明細書》</u>に規定する輸出されたことを証する書類(以下「輸出証明書」という。)は、適宜、輸出免稅の適用を受けようとする者又は還付を受けようとする者において保存するよう指導する。た</p>

改正後	改正前
<p><u>出免税の適用を受けようとする者が、同項第1号に掲げる当該製造たばこが輸出されたことを証するいずれかの書類又は同項第2号に掲げる亡失証明書を保存しているとき（輸出免税の適用を受けようとする者が実際の輸出者でないため、これらの書類等を保存することができない場合において、その写しを保存しているときを含む。）は、同項に規定する方法によりその明細を明らかにしているものとして取り扱う。</u></p> <p>2 令第7条第1項第1号に規定する「<u>当該製造たばこが外国に陸揚げされたことを証明した書類</u>」とは、陸揚げされた場所の所在地の所轄税関長が証明した書類をいう。</p> <p>（外航船等に積み込む製造たばこの免税）</p> <p>第35条 租特法第88条の3第1項《外航船等に積み込む製造たばこの免税》に規定する外航船等に船用品等として積み込むために、製造場から移出する製造たばこについては法第14条《輸出免税》の規定が適用され、保税地域から引き取られる製造たばこについては輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）第12条《船用品又は機用品の積込み等の場合の免税》の規定が適用されるのであるから留意する。</p> <p>2、3 （省略）</p> <p>4 租特規則第36条第3項《外航船等に積み込む酒類等の免税手続》に規定する「法第88条の3第1項の承認を受けた事実を証する書類」には、令第7条第1項《輸出免税》の規定による輸出されたことを証する書類に、次の事項を付記したものが該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1)、(2) （省略）</p> <p>なお、輸出されたことを証する書類の税関長に対する交付申請に当た</p>	<p><u>だし、輸出免税の適用を受けようとする者が実際の輸出者でないため、当該輸出証明書を保存することができない場合は、その写しを保存するか又はその所在を明らかにしておくよう指導することとする。</u></p> <p>2 令第7条に規定する「<u>当該製造たばこが外国に陸揚げされたことを証明した書類</u>」に該当する輸出証明書は、<u>当該製造たばこが外国に陸揚げされた事実について、日本国政府の出先機関又は陸揚げされた場所の所在地の所轄税関長が証明した書類によるものとする。</u></p> <p>（外航船等に積み込む製造たばこの免税）</p> <p>第35条 租特法第88条の3第1項《外航船等に積み込む製造たばこの免税》に規定する外航船等に船用品等として積み込むために、製造場から移出する製造たばこについては法第14条《輸出免税》の規定が適用され、保税地域から引き取られる製造たばこについては輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）第12条《船用品又は機用品の積込み等の場合の免税》の規定が適用されるのであるから留意する。</p> <p>2、3 （同左）</p> <p>4 租特規則第36条第2項《外航船等に積み込む酒類等の免税手続》に規定する「法第88条の3第1項の承認を受けた事実を証する書類」には、令第7条《輸出明細書》の規定による輸出されたことを証する書類に、次の事項を付記したものが該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1)、(2) （同左）</p> <p>なお、輸出されたことを証する書類の税関長に対する交付申請に当た</p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="174 252 1066 280">っては、租特法第88条の3第1項の規定による承認書を添付させる。</p> <p data-bbox="143 300 358 328">5～7 (省略)</p>	<p data-bbox="1178 252 2069 280">っては、租特法第88条の3第1項の規定による承認書を添付させる。</p> <p data-bbox="1146 300 1361 328">5～7 (同左)</p>